

令和5年6月9日招集

令和5年大船渡市議会第2回定例会議案

大船渡市

番 号	件 名
報告第1号	令和4年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和4年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第3号	令和4年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について
議案第1号	大船渡市民文化会館条例の一部を改正する条例について
議案第2号	大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第3号	大船渡市税条例の一部を改正する条例について
議案第4号	大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
議案第6号	大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第7号	令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第3号）を定めることについて
議案第8号	令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）を定めることについて
議案第9号	令和5年度大船渡市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて
議案第10号	市道路線の廃止について
議案第11号	市道路線の認定について
議案第12号	あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
議案第13号	大船渡市監査委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第14号	大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

報告第1号

令和4年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和4年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告します。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 上 清

令和4年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2. 総務費	1. 総務管理費	漁港施設等整備事業債償還基金積立金	14,011,000	924,000	0	0	924,000	0	0
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎等維持管理事業	29,320,000	17,219,000	17,219,000	0	0	0	0
2. 総務費	1. 総務管理費	下水道事業債償還基金積立金	12,810,000	3,895,000	0	0	3,895,000	0	0
2. 総務費	1. 総務管理費	大船渡市民文化会館ポンプ設備更新事業	2,915,000	2,915,000	2,915,000	0	0	0	0
2. 総務費	1. 総務管理費	大船渡市民文化会館空調設備更新事業	86,012,000	72,011,200	0	0	0	72,000,000	11,200
3. 民生費	2. 児童福祉費	放課後児童健全育成事業	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
3. 民生費	3. 生活保護費	医療扶助オンライン資格確認導入事業	2,563,000	2,421,000	0	2,421,000	0	0	0
6. 農林水産業費	2. 林業費	林道甬嶺線開設事業	1,256,000	772,000	0	0	0	0	772,000
6. 農林水産業費	3. 水産業費	地域基幹産業人材確保支援事業	25,885,000	15,370,000	0	0	7,685,000	0	7,685,000
6. 農林水産業費	3. 水産業費	綾里地区漁業集落環境整備事業	38,250,000	9,886,000	0	0	4,917,500	4,400,000	568,500
7. 商工費	1. 商工費	キャッシュレス決済ポイント還元事業	100,000,000	100,000,000	0	100,000,000	0	0	0
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	178,174,000	44,838,500	0	24,606,175	0	20,200,000	32,325
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路施設修繕事業	78,994,000	6,131,300	0	3,015,650	0	3,100,000	15,650
8. 土木費	2. 道路橋梁費	通学路整備事業	162,597,000	59,324,261	28,797	32,574,993	0	26,700,000	20,471
8. 土木費	3. 河川費	河川改修事業	30,000,000	16,047,000	47,000	0	0	16,000,000	0
10. 教育費	2. 小学校費	スクールバス置き去り防止装置設置事業(小学校)	580,800	580,800	0	0	352,000	0	228,800

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
10. 教育費	3. 中学校費	スクールバス置き去り防止装置設置事業(中学校)	円 1,161,600	円 1,161,600	円 0	円 0	円 704,000	円 0	円 457,600
合 計			769,529,400	358,496,661	20,209,797	162,617,818	18,477,500	142,400,000	14,791,546

令和5年6月9日提出

大船渡市長 渕上 清

報告第2号

令和4年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 渕 上 清

令和4年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企業債	他会計 出資金	国庫補助金	繰入金	当年度 損益勘定 留保資金			
		施設整備事業	円 1,082,982,000	円 791,951,300	円 174,992,300	円 110,500,000	円 0	円 55,552,000	円 0	円 8,940,300	円 116,038,400	円 0	施工の際に発生した状況の変化により施工効率が低下し、不測の時間を要したこと等のため
1.資本的支出	1.建設改良費												
	合 計		1,082,982,000	791,951,300	174,992,300	110,500,000	0	55,552,000	0	8,940,300	116,038,400	0	

令和5年6月9日提出

大船渡市長 渕 上 清

報告第3号

令和4年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 渕 上 清

令和4年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企業債	他会計 負担金	国庫補助金	繰入金	当年度 損益勘定 留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	改良更新事業	円 223,000,000	円 113,535,400	円 52,360,000	円 47,100,000	円 0	円 0	円 0	円 5,260,000	円 57,104,600	円 0	関係機関との協議に不測の時間を要したこと等のため
		災害復旧事業	円 53,000,000	円 11,773,300	円 25,000,000	円 0	円 0	円 15,487,000	円 5,232,000	円 4,281,000	円 16,226,700	円 0	他事業との工程調整に不測の時間を要したこと等のため
		施設整備事業	円 640,000,000	円 304,835,690	円 205,536,000	円 179,500,000	円 6,040,000	円 0	円 0	円 19,996,000	円 129,628,310	円 0	施工の際に発生した状況の変化により施工効率が低下し、不測の時間を要したこと等のため
合 計			円 916,000,000	円 430,144,390	円 282,896,000	円 226,600,000	円 6,040,000	円 15,487,000	円 5,232,000	円 29,537,000	円 202,959,610	円 0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企業債	他会計 負担金	国庫補助金	繰入金	当年度 損益勘定 留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	第1浄水場 斜面配水管 更新工事	円 94,666,000	円 36,410,000	円 58,256,000	円 52,400,000	円 0	円 0	円 0	円 5,856,000	円 0	円 0	他事業との工程調整に不測の時間を要したこと等のため
合 計			94,666,000	36,410,000	58,256,000	52,400,000	0	0	0	5,856,000	0	0	

令和5年6月9日提出

大船渡市長 湧 上 清

議案第 1 号

大船渡市民文化会館条例の一部を改正する条例について

大船渡市民文化会館条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

大船渡市民文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備をしようとするものです。

議案第 2 号

大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例について

大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付について、スマートフォンを使用した交付を可能とするため、所要の規定の整備をしようとするものです。

議案第 3 号

大船渡市税条例の一部を改正する条例について

大船渡市税条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税を個人の市民税の均等割に併せて賦課し、及び徴収すること等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

議案第 4 号

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

議案第 5 号

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を
改正する条例について

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する
条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

医療費の助成方法を現物給付とする対象者を拡大しようとするものです。

議案第 6 号

大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例について

大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免措置を令和4年度までとすること等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

議案第 7 号

令和 5 年度大船渡市一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについ

て

令和 5 年度大船渡市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 8 号

令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算

（第 1 号）を定めることについて

令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第9号

令和5年度大船渡市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

令和5年度大船渡市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第10号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

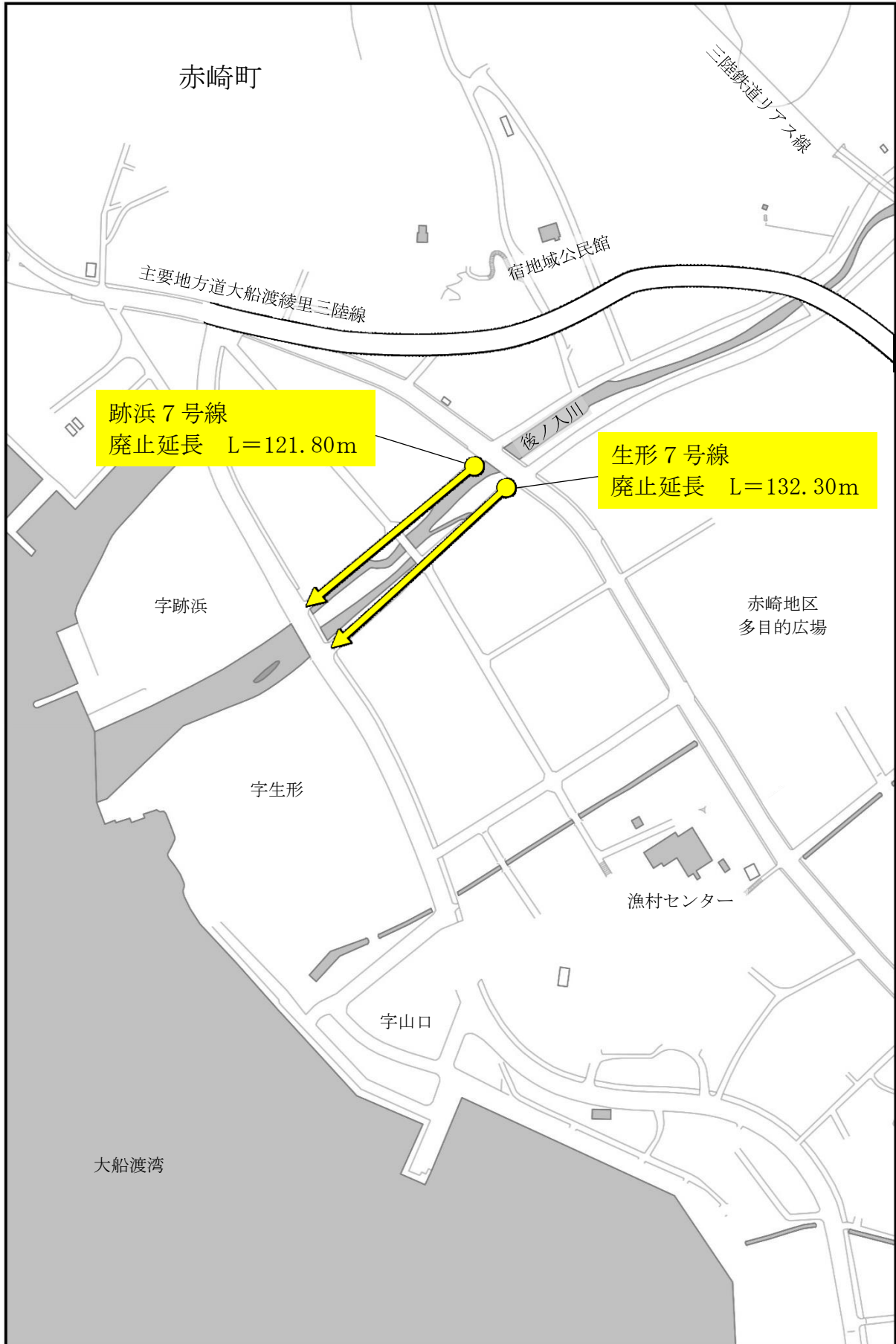
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
跡 浜 7 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜78番18地先	121.80 m	3.79m ～ 3.79m	
	大船渡市赤崎町字跡浜76番23地先			
生 形 7 号 線	大船渡市赤崎町字生形6番10地先	132.30 m	5.60m ～ 5.67m	
	大船渡市赤崎町字生形3番19地先			

提案理由

大船渡港跡浜生形地区海岸防潮堤整備事業により岩手県が整備した道路の引受けに伴い、本路線を廃止しようとするものです。

廃止路線網図

資料



S=1:3,000

議案第11号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日提出

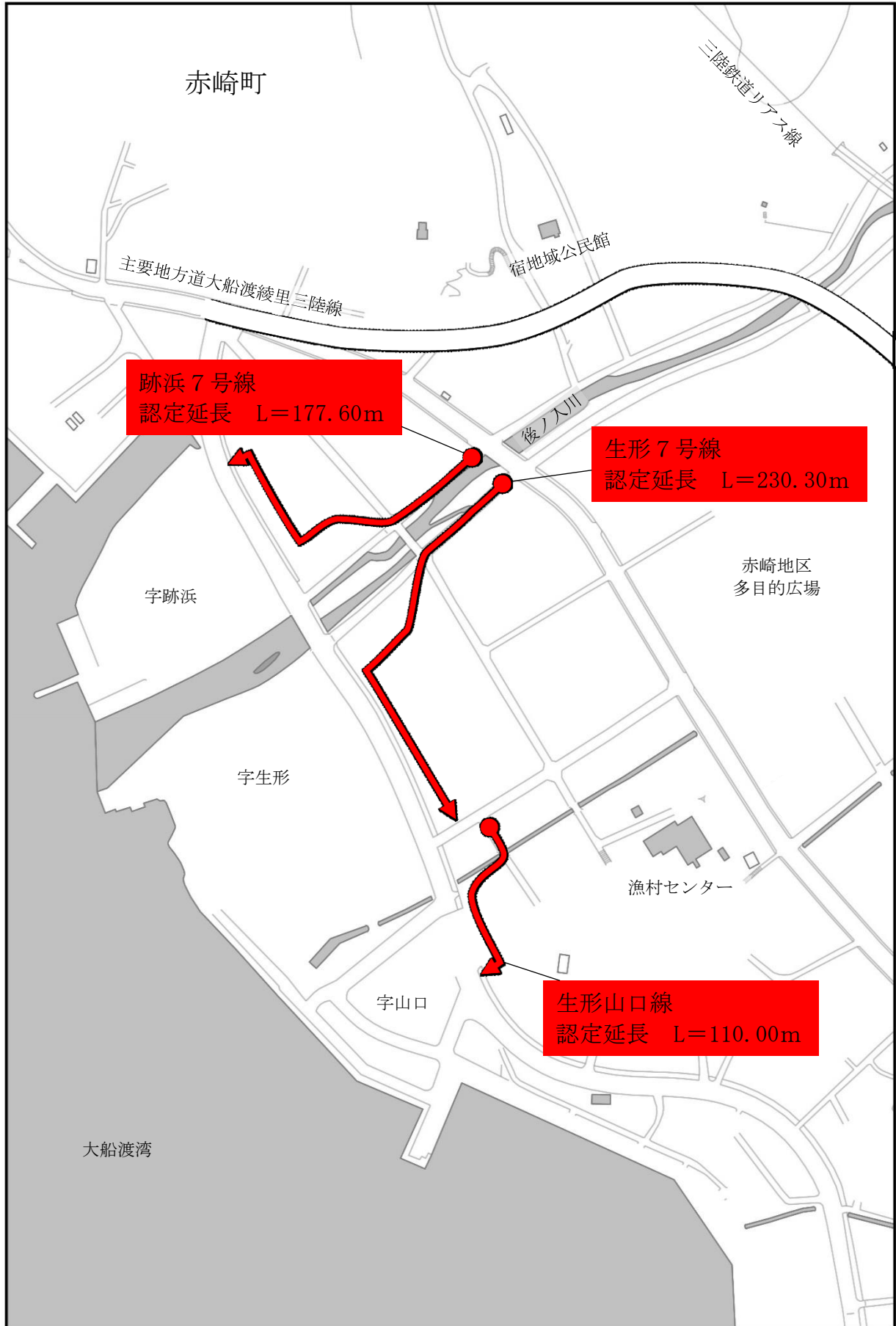
大船渡市長 渕 上 清

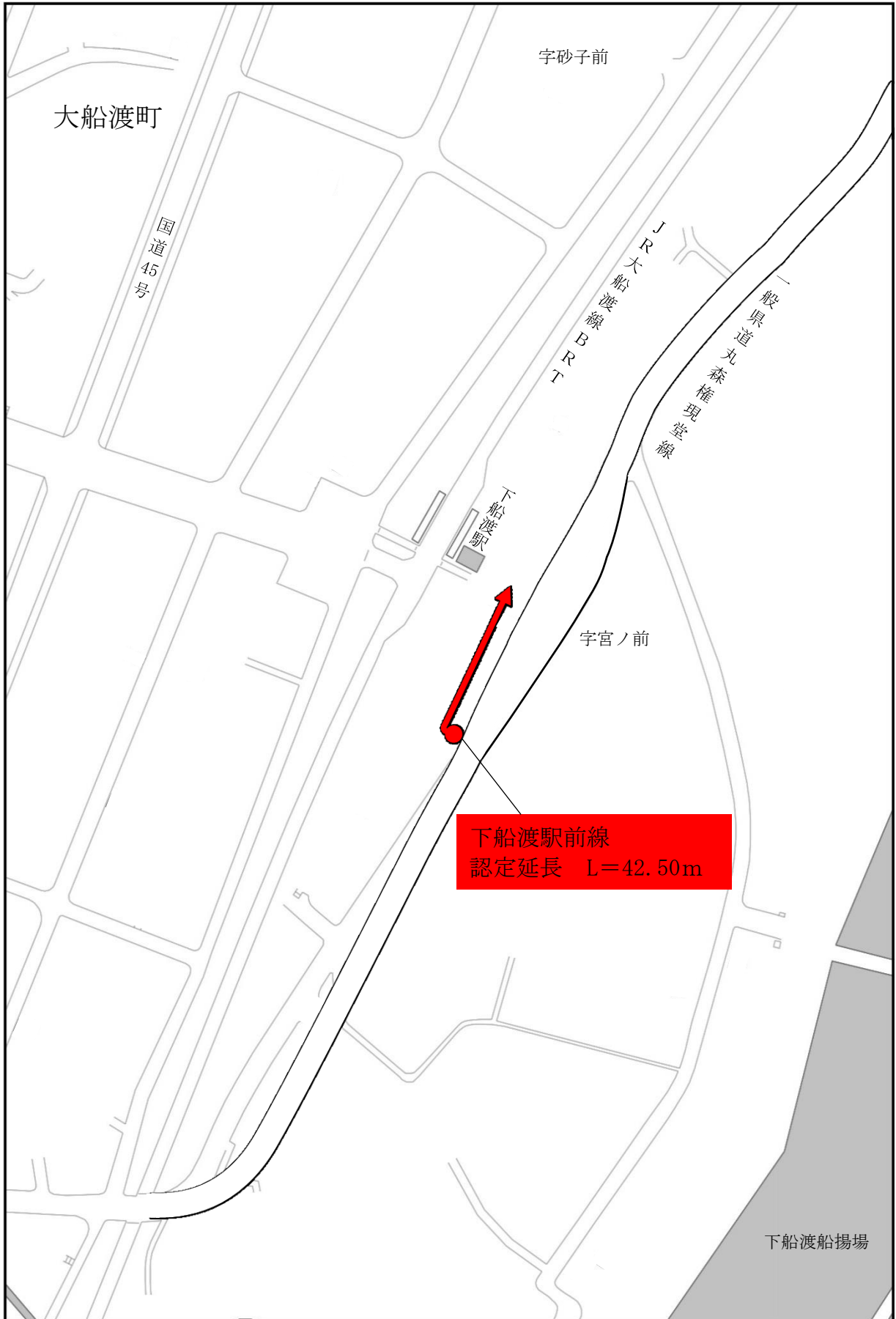
記

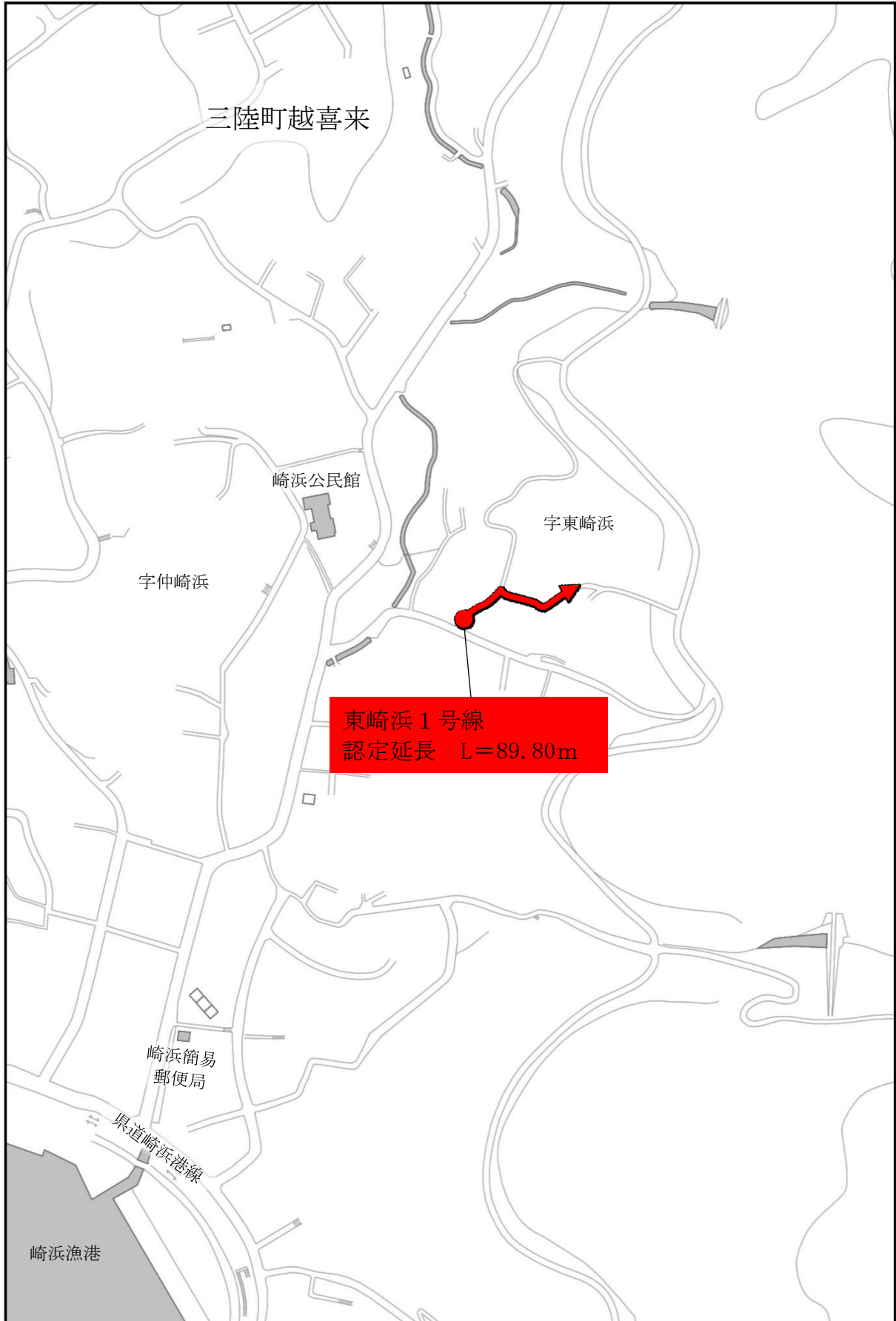
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
跡 浜 7 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜78番18地先	m 177.60	3.66m ～ 4.00m	
	大船渡市赤崎町字跡浜76番51地先			
生 形 7 号 線	大船渡市赤崎町字生形 6 番10地先	m 230.30	4.00m ～ 8.00m	
	大船渡市赤崎町字生形 3 番 4 地先			
生 形 山 口 線	大船渡市赤崎町字生形 4 番 4 地先	m 110.00	4.00m ～ 8.00m	
	大船渡市赤崎町字山口80番18地先			
下 船 渡 駅 前 線	大船渡市大船渡町字宮ノ前36番18地先	m 42.50	5.00m ～ 5.00m	
	大船渡市大船渡町字宮ノ前36番 4 地先			
東 崎 浜 1 号 線	大船渡市三陸町越喜来字東崎浜122番 1 地先	m 89.80	1.90m ～ 9.89m	
	大船渡市三陸町越喜来字東崎浜127番地先			

提案理由

大船渡港跡浜生形地区海岸防潮堤整備事業及び一般県道丸森権現堂線改良事業により岩手県が整備した道路の引受け並びに越喜来地区漁業集落環境整備事業による市道整備に伴い、本路線を認定しようとするものです。







議案第12号

あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

下記のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 淵 上 清

記

- 1 あっせんの申立て先 住所 東京都港区西新橋一丁目5番13号
名称 原子力損害賠償紛争解決センター
- 2 あっせんの申立人及び申立ての相手方
 - (1) 申 立 人 住所 大船渡市盛町字宇津野沢15番地
名称 大船渡市
 - (2) 申立ての相手方 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
名称 東京電力ホールディングス株式会社

3 あっせんの申立ての趣旨及び原因

(1) 申立ての趣旨

相手方は、申立人が平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故により要した費用のうち平成30年4月1日から令和3年3月31日までに要した費用について、損害賠償の額1,874,615円を申立人に支払うようあっせんを求める。

なお、申立人は、相手方が損害賠償の一部支払に合意した場合の当該合意額等、損害賠償を求める額から控除すべき額を除いた額であっせんを申し立てることができる。

(2) 申立ての原因

申立人は、平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会

社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償を求めたものであるが、相手方は、これに応じないものである。

提案理由

東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申立てをしようとするものです。

資料

【あっせんの申立てをする損害賠償額の内訳】

区 分	金 額 (円)	摘 要
人件費	42,775	
測定経費	1,523,520	
その他	308,320	放射線量測定器の校正等
合 計	1,874,615	

議案第13号

大船渡市監査委員の選任に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年6月9日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市赤崎町字沢田94番地1

氏 名 鈴木 弘

生年月日 昭和34年3月20日

学歴

昭和52年 3月 岩手県立大船渡高等学校卒業

経歴

昭和52年 4月 大船渡市職員

平成 9年 4月 大船渡市農林課係長

平成11年 4月 大船渡市産業振興部農林課係長

平成13年 4月 大船渡市産業振興部商工観光課係長

平成14年 4月 大船渡市商工観光部観光物産課係長

平成17年 4月 大船渡市都市整備部建設課課長補佐

平成23年 7月 大船渡市農林水産部農林課長

平成25年 4月 大船渡市商工港湾部商業観光課長

平成28年 4月 大船渡市商工港湾部観光推進室長

平成31年 3月 退職

平成31年 4月
↳ 一般社団法人大船渡市観光物産協会事務局長

令和元年 6月

令和元年 6月
↳ 一般社団法人大船渡市観光物産協会常務理事兼事務局長

令和 5年 3月

地方自治法(抜粋)

(選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

議案第14号

大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること
について

下記の者を大船渡市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 5 年 6 月 9 日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市赤崎町字沢田82番地 3

氏 名 中 井 孝

生年月日 昭和42年 5 月 27日

学歴

平成3年3月 早稲田大学政治経済学部卒業

経歴

平成3年4月 本田技研工業株式会社入社

平成5年3月 本田技研工業株式会社退職

平成5年4月 衆議院議員小沢一郎事務所入所

平成8年6月 衆議院議員小沢一郎事務所退職

平成10年9月 亘理土木工業有限会社入社

平成16年7月 亘理土木工業有限会社退職

平成18年4月 株式会社フェア・アプレーザーズ入社

平成19年3月 株式会社フェア・アプレーザーズ退職

平成19年10月 株式会社西不動産鑑定入社

平成21年9月 株式会社西不動産鑑定退職

平成21年10月 庄子不動産鑑定事務所入所

平成22年3月 庄子不動産鑑定事務所退職

平成22年4月 中井不動産鑑定事務所開設（現在に至る）

平成23年10月 仙台国税局土地評価精通者（現在に至る）

平成24年6月 国土交通省地価公示鑑定評価員（現在に至る）

平成24年10月 仙台国税局相続税路線価等の鑑定評価員（現在に至る）

平成25年4月 岩手県地価調査鑑定評価員（現在に至る）

平成25年8月

）

平成27年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員
（盛岡市、北上市、八幡平市）

平成26年12月

平成25年12月 ┆ 令和元年11月	大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業評価員
平成26年4月 ┆ 平成27年3月	大船渡商工会議所青年部副会長
平成27年4月	仙台国税局差押不動産等の鑑定人（現在に至る）
平成28年8月 ┆ 平成29年12月	平成30年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員 （盛岡市、北上市、八幡平市）
平成29年10月 ┆ 令和元年10月	大船渡市総合戦略市民会議委員
平成31年4月 ┆ 令和3年3月	大船渡市復興計画推進委員会委員
平成31年4月	協同組合岩手県資産評価システムセンター理事（現在に至る）
令和元年8月 ┆ 令和2年12月	令和3年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員 （盛岡市、北上市、八幡平市、九戸郡野田村）
令和2年6月	大船渡市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）
令和3年4月	一般社団法人岩手県不動産鑑定士協会理事（現在に至る）
令和4年4月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会災害対策特別委員会 専門委員（現在に至る）
令和4年7月 ┆ 令和5年3月	令和6年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員 （北上市、一関市、奥州市、紫波郡矢巾町）
令和5年4月	釜石簡易裁判所所属民事調停委員（現在に至る）
令和5年5月	一般社団法人岩手県不動産鑑定士協会副会長（現在に至る）

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。